

スミス経済学の所有論的考察(一)

『グラスゴウ講義』の検討を中心に

山本哲三

目次

- 一、スミス法学の位置
 - 二、法学体系と私法学の展開(以上本号)
 - 三、スミスの所有権論
——相続、譲渡所有および契約を中心に——
 - 四、スミスの所有権論、その方法と性格
——歴史の四段階説と所有権論——
 - 五、所有論と分業論
 - 六、労働価値説の生誕
 - 七、法学と経済学
——所有権論とスミス価値論の限界——
- スミス経済学の所有論的考察(一)

本論は、われわれのスマス研究の課題である『諸民の富』の所有論的考察のための序論に相当するものである。スマス経済学を所有論の観点から考察するという作業は、スマスにおける法学と経済学との関連を取りあつた一部の研究書^①のぞいては、従来のスマス研究史のなかでほとんど省りみられなかつたばかりか、学問的に成立不可能な分析視角として不当に軽視されてきたといつてよい。

ことにわが国のスマス研究は、その後進資本主義國としての特殊性に規定されて、一種独特なモチーフをもつて推進されてきた。すなわち戦前・戦中は反封建、反ファッショを、また戦後は反独占、民主主義を旗印にかかると「批判的」立場からスマスは読まれたのであつて、要言すれば西欧近代の市民社会思想への深い関心と憧憬が一貫して日本のスマス研究の推進動力をなしてきたわけである。したがつてスマス研究のかかる流れが、『剰余価値学説史』ないし『資本論』に準拠したマルクス経済学サイドからするスマス論と限界効用学説に準拠した近代経済学サイドからするスマス論の双方を包括しつつ、スマス研究の主流を形成することになつたが、その成果はいわゆる市民社会論に結晶することになつた。そこでは、「アダム・スマス問題」^②の解明にみられるように、スマスの経済学は『道徳情操論』や『グラスゴー講義』との関連において取り扱われたのであつて、経済学研究もすぐれてスマス体系の全体像を再現する作業の一環として推進されたのである。スマス経済学を、単に経済学史の流れのなかで位置づけるといふにとどまらず、それをより広いパースペクティブのもとでいわばその「内面的成熟史」において問題にしたこと、換言すれば『諸国民の富』を理論的アプローチと思想的アプローチとの「統一」において解析せんとしたこと、そこにこの市民社会論的方法的特徴が存した。

われわれも、そこでの綿密かの正確な資料史的考察に支えられた研究成果に学ぶのにやぶさかではないが、スマス

の学問体系が市民社会論、とりわけ「生産力の体系としての市民社会」論に収斂されて語られるとき、それにたいしては根本的な疑義をさしはさまざるをえない。ここではスミス経済学の考察が分業Ⅱ生産力的視点を主軸に遂行され、生産関係視点からするその理論構造の分析はついに従属的な位置づけしか与えられなかったからである。そしてスミス解釈におけるこの生産力視点の偏重こそ、スミス経済学の所有論的考察を阻害してきた当の悪しき学的傾向にほかならなかったのである。

一例を示そう。星野彰男氏は近著『アダム・スミスの思想像』（新評論、一九七六年）で、スミスの文明史観の固有な特徴が「生産力認識をその基礎に据えていた」点にあったことを強調しつつ、同時にスミス所有権論にたいし次のような否定的評価をくだしている。「ただこの点について指摘されなければならないことは、分業論と深いかわりを有するはずの所有論については、道徳哲学や法学を含めても、スミスはその本質に迫る探究を回避しているということである。いうまでもなく、所有論について個人の私的所有という点において本質把握を行なった代表的論者は、ロックであり、また私的所有の揚棄による社会的所有（個人的所有の再建）を展望したのは、マルクスであった。スミスは、時代的には、この両者のちょうど中間に位置しつつ、所有論そのものについては、ロックのそれを前提にしていたということは否定できない。スミスは、ルソー『人間不平等起源論』の紹介文においても、そこに示された私有財産批判としての文明批判を紹介したにとどまり所有論そのものを、ロックと異なる視点から問題とすることを、文字通り回避したのであった。スミスは、その『グラスゴウ講義』において、私有財産とそれに支えられた階級・国家の発生史については、とらわれないリアルな認識を行っていたということが、従来唯物史観の先駆として注目されてきた。それにもかかわらず、スミスにあっては、この私的所有そのものの本質を問題とすることは、かれの

文明史観とそれを文える分業Ⅱ交換論の枠組それ自体からはずされており、私的所有を前提とした上で、その不公正なあり方については、重商主義的な独占・特権業者批判として具体化することを、スミスは歴史的・国民的課題として受けとめたのであった。」(上掲書、一五二—一五三頁)、と。

だが、はたして、スミスは所有論をロックと異なる視点から問題とすることを「文字通り回避した」のであろうか。またその所有論の本質論的展開は、文明史観とそれを支える分業Ⅱ交換論の枠組から「はずされていた」のであろうか。否である。星野は、私的所有への批判を欠落させているということをもって、スミスは所有論について「その本質に迫る探究を回避していた」と結論するが、かかる解釈は一面的にすぎる。たしかにスミスは私的所有ななくづく資本家的所有の本質に迫りえなかつたが、そのことはスミスがその文明史観ないし経験的自然法学にもとづいて独自の所有論を展開していたことを否定するものではない。したがって私的所有批判の欠如も、スミスがロック所有論を前提して「探究を回避」したというより、スミス法学的方法的な特質及びそれに規制されたスミス経済学の理論的な限界に即してとらえられなければならない。実際、スミスの所有論は、彼の資本主義の原理的把握すなわちその価値論体系の成果と限界に緊密な関連を有していたのである。

われわれが、スミス経済学の所有論的考察を課題とする理由は、かかる分析視角からするスミス研究が、単にわれわれのメイン・テーマたる『資本論』体系の所有論的考察^①にとって欠くべからざる作業であるということにとどまらず、今後のスミス経済学研究それ自身の進展にとっても有意義な作業と思われるからである。

第一に、それは、スミス経済学の成立をその端緒において、いわばその生成の秘密において明らかにし、かつその学説の意義と限界をラジカルに照射することを可能にしよう。第二に、それは、専門化、細分化が促進されている各

論的な研究状況にたいし、スミス経済学の全体像を、従来の市民社会論とは異なる仕方で構築する新たな視座を提供しよう。更に第三に、それは、スミス経済学における科学とイデオロギーとの関連を、動態論的に解明することを可能にしよう。すなわちそこではその自然法思想、文明史観が労働価値説の形成に及ぼした作用が、その積極面、消極面においてよく理解されうるのである。

ところで既にキャンナン版『グラスゴウ講義』(一八九六年、高島・水田訳、S21)は、「アダム・スミス問題」に基本的な解決の糸口を与えると同時に、スミス経済学がその道徳哲学体系、より具体的には法学体系の一分肢として生誕したことを明確に示していた。『講義』の「第一部、正義について」に続く「第二部、治世ガイリスについて」は、まさに「原・国富論」とも称されるべきものであって、そこでスミスは欲望・分業論から「富裕の進歩」過程論に至るまで、ほぼ体系的にその経済学を展開していたのである。したがって、それ以後、法的世界は道徳的世界と経済的世界を結ぶ「中間項」として着目され、三つの世界の相互の内的関連が追求されることになったが、それらはいずれも思弁的説明の域をでるものではなかった。そしてまたそれはキャンナン版の有する資料史的制約からして当然だったのである。

ところが最近スミス研究史上の一モニュメントとでもいふべき新資料の発掘が『講義』においてなされるに至った。現在刊行中のアダム・スミス全集の第五卷(“Lectures on Jurisprudence”, Edited by Meek, Raphael and Stein, Oxford Uni. Press. 一九七八年)がそれである。この著作は、われわれの作業が、学問的にみて十分に成立可能であることを資料史的に補完してくれよう。

それゆえ、『諸国民の富』の所有論的考察に入るまえに、そのための準備作業として『講義』に即して所有論と価

値論との関連をロジカルに追跡しておかなければならぬ。

註① Wilhelm Hasbach, Adam Smith's Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms.—Political Science Quarterly, Vol. 12, 1897. J. Jastrow, Naturrecht und Volkswirtschaft. Erörterungen aus Anlaß der deutschen Ausgabe von Adam Smith's Vorlesungen—Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Bd. 126, 1927, G.R. Morrow, the ethical and economic theories of Adam Smith, New York 1923, H.J. Bittermann, Adam Smith's empiricism and the law of nature. Journal of Political Economy, Vol. 48, 1940. 大道安次郎『スミス経済学の生成と発展』(日本評論社 S. 16)・同『スミス経済学の系譜』(実業日本社 S. 22)・山崎怜『アダム・スミス』(プラストウ講義)に(一)～(五)、『六甲台論集』二の二一～二の三〇、三の三、四の二)尚、これらの一連の著作は、スミスの自然法学と経済学との関連を取り扱っている点で注目されるが、いずれも所有(権)論と経済学という形で焦点を絞っているわけではない。道徳哲学、法学及び経済学の関連が、「アダム・スミス問題」の解明という一大テーマのもとで、一般的に考察されたことと違ったのである。

② この問題の焦点は、スミスの二つの著作すなわち『道徳情操論』(“The Theory of Moral Sentiments” 水田洋訳、筑摩書店)と『諸国民の富』(“An Inquiry into the Nature and causes of the Wealth of Nations” 大内兵衛訳、岩波文庫版)の間に、立場の相違ないし矛盾があるか否か、ということにあつた。前者の原理は利他的な同感であるのに、後者の原理は利己心であつて、この二つの原理の対立は、スミスの立場の分裂を意味するのではないかというのである。この論争は、キャンナン版『講義』の出現をもつて、基本的な解決をみることになつた。それは道徳哲学者スミスと経済学者スミスとの間の基本的立場の矛盾が存しないことを明示していたからである。しかし、道徳的世界、法的世界、経済的世界の三者を、その分離と統一においてどのように把握するかについては、研究者によりニュアンスの差異をまねがたい。この問題に関する古典文献としては、K. クニース、L. プレンターノ等のドイツ歴史学派のスミス論、ハスバッハ、ヤストロウの前掲書、A. オンケン、W. R. スコット等の著作を参照。日本のものとしては、大道安次郎の前掲書、大河内一男『スミスとヒリスト』(日本評論社 S. 18)、高島善哉『経済社会学の根本問題』(日本評論社 S. 16) 内田義彦『経済学の生誕』(未来社 S. 38)等を参照。

③ 高島善哉『アダム・スミスの市民社会体系』(岩波書店 S. 49)

④ 拙稿「所有論としての経済学批判」『経済学批判・第四号』社会評論社 S. 53)

⑥ 『アダム・スミス、グラスゴウ講義』(高島・水田訳、日本評論社)でのキャンナンによる「編者序説」での「講義と国富論の対応関係」の表を参照。

一、スミス法学の位置

Jurisprudence すなわち「法および統治の一般諸原則の理論」たる法学は、当初スミスにあっては、経済学と並び道徳哲学体系の一分肢をなすものとして構想されていた、J・ミラーの説話によれば、スミスのグラスゴウ大学での道徳哲学の講義の課程は次のようであったという。

「論理学教授の職についてから約一年たつて、スミス氏は道徳哲学の講座に選任された。この主題に関する彼の講義の課程は四つの部分にわかれていた。第一部の内容は自然神学であつて、そこでは彼は神の存在の証明と神の属性、および宗教の基礎づけと考えられる人間の心の諸原理を考察した。第二部は厳密なる意味でのいわゆる倫理学を包含して、それは主として彼が後にその『道徳情操論』において公けにした、諸学説から成つていた。第三部において、彼はかなり長く徳性のうち正義レジャティスに関する部分を取扱つたが、それは厳密正確な規則の支配を受けるもの故、その理由によって充分かつ詳細な説明をなすことができる部門であるとされた。この主題に関し彼はモンテスキューによって暗示されたと思われるプランにしたがつて、公法と私法にわたり、もつとも粗野な時代からもつとも洗練された時代にいたるまでの、法学の漸進的進歩を跡づけようと努力し、そして生存と財産の蓄積に貢献する当の諸技術の効果が、法および統治に、それに応じた改善または変更をうみだすことを、指摘しようと努力した。彼の労作のこの重要な部分を、彼はやはり公けにするつもりであつたが、しかし『道徳情操論』の結論でこの意図をのべなが

ら、彼はこれを実現するにはいたらずして逝った。彼の講義の最後の部分で、彼は、正義の原理ではなく便宜の原理にもとづき、国家の富と力と繁栄の増進を目的とする政治的諸規制を吟味した。この見解の下に、彼は、商業や財政や、宗教上および軍事上の諸施設に関する政治的諸制度を考察した。彼がこれらの主題に関して講述したところは、後に彼が『諸国民の富の性質と原因に関する一考察』という標題の下に公けにした著作の実質を含んでいた。「(キヤナン版『講義』、高島・水田訳、四一—四二頁。ミーク版、p. 3。尚、引用は必ずしも邦訳書とおりではない。)

この一文は、法および統治の世界が経済的世界と並び道徳的世界の一特殊部分として展開されるべく構想されていたこと、換言すれば『道徳情操論』における社会を構成する三つの基本的徳性すなわち仁恵ベネボレンス、正義、慎慮プリウゼスの徳のうち後二者が法学、経済学の固有な対象とされる関連にあったことを明示している。

したがってスミスのこのようなプランに着目して、三つの世界の道徳的世界における「最後の統一」が主張されることにもなった。例えば、「統一」論の代表者たる高島は、道徳哲学が法学および経済学にたいし、「体系的観点からみて支配権を握って」(前掲書、三八頁)いるとし、かかる統一論的見地から「アダム・スミス問題」の解決を図つたのである。また星野は、「同感コンセンサスの構造」が三つの世界を包含する「全体制的構造たりうる」(前掲書、二八頁)ことを強調することにより、高島の見解を一層おし進めることになった。すなわちスミスの広範な体系の関連は、「たんなる学問的知識の累積としてどうかかわり合うかという体系構成的な問題視角よりは、ある共通の問題意識のもとでの異なる対象領域として学問的分化が促されたことに力点を置くことによって」「より明確に把握されうる」(同、一五〇頁)、というのである。『道徳情操論』の同感の原理が、スミスの全体系を貫く「赤い糸」とされ、それが自然的正義の法則の解明に用いられた場合には法学が、社会的自然の法則の解明に適用された場合には経済学が成立する関連に

あると理解されたわけである。

しかし、かかるスミス・プラン不変説には問題がある^①。それは、道徳哲学↓法学↓経済学というプロセスをへて発展してゆくスミスの学問的進展を過少評価し、せっかく分離・独立した社会科学的認識を再び母体たる道徳哲学に還元することにもなりかねない。また同感の原理のこのような一般化は、それが法的世界、経済的世界において徐々に消極化していくことの意義を軽視するばかりか、学問的分化の意味を単なる研究対象の性格の差異の問題に解消してしまうことにもなる。それゆえ、かかる「統一」論的解釈にあつては、スミス体系における法学の位置が確定しているとは思えない。そのためには、まず学問的な分化がなされた理由がスミス自身の見解の発展に即して考察されなければならぬ。いわば三つの世界の分化の必然的根拠がとられるのである。

〔A・道徳哲学からの法学の自立〕

スミスが、法学を「厳密正確な規制の支配を受ける」分野として道徳哲学から分化・独立させたのは「徳性のうちの正義」の性格を次の三点で把握していたからである。第一に、正義の順守は、「友情や慈善や寛大さの徳の実行」の場合と異なり、一種独特な仕方で、人々を結合・束縛するというのである。前者の行為がある程度人々の自己選択に委ねられているのたいし、後者はかかる自発的意志の自由委ねられることはない。正義は「それを力で強要してもさしつかえなく、またそれを犯せば憤慨にしたがつてまた処罰にさらされる」(『道徳情操論』、一二五頁)ことになる。したがって正義の実現は、従来の倫理的な世男をこえた人間の新たな結合関係(Ⅱ社会関係)を前提することになるのであつて、その諸原則の考察が、道徳論から区別された新たな学問(Ⅱ法学)の展開を要請するのは当然であつた。第二に、正義は、いわば「裝飾」にすぎない仁恵にたいし、建物の「土台」をなすということである。社

会の成員を愛情の絆で結合し、「いわば相互的好意の一共通中心に引きつける」仁恵は、たしかに正義の徳に比して積極的・自発的ではあるが、それがなくても「社会は、幸福と快適の度を減じるではあろうが、必ずしも解体するものではない。」(同、一三四頁)。ところが、正義は、それが侵害からの防止であるかぎり消極的なものにすぎないが、その強制なくしては社会は一刻といえども存立しえない。仁恵は「建物を飾る装飾」であるが、「これに反して、正義は全構築を支える大黒柱」(同、一三五頁)となる、というのである。ここではすでに法学の自立的展開が道德哲学を「装飾化」(＝形骸化)するであろうことが予示されている。かくて正義は、社会成員の身体、財産、人権を守護するいわば社会存立の基盤に関わる問題として、道德哲学から一応分離され独自に論及されるべき主題とみなされることになる。正義論は、自愛心セルツラフから発する人間の行為が背後での同感の原理の作用もあつて、社会的に規制され客観化されること(＝自愛心の制限)を取扱うことになるが、かかるものとして法学は、社会存立の制度的枠組を探究する特殊な学問分野として、道德論とは別個に展開されることになるのである。第三に、「正義の法則は文法の法則にこれをたとえることができる」(同、一三〇頁)ということである。「他の徳の法則」が「大まかで、漠然として、不確定である」のにたいし、それは「厳格、精密」であることを不可欠な条件にしている。すなわち「一般法則が最大の正確さをもってあらゆる外的行為を規定する一つの徳がある。その徳とは正義のことであつて、それは例外または修正を許さない」(同、二二九頁)というのである。

このように道德哲学からの法学の分離は、その対象の固有な性質に規定されていたわけだが、法学自立化の契機は、眼前の近代社会の道德的基礎づけというスミスの当初の問題意識そのもののうちにあったといえよう。すなわち、そのためには利己心の発動を社会的に規制する正義論の展開が必須とされたわけである。スミスは *moral sentiment*

schoolの系譜にたつものとして、既に『道徳情操論』の段階で、近代社会が「洗練ポリッシュされた」文明社会（「いわゆる商業社会」）であることを明確にしていた。近代社会において、支配的になりつつある利己心及びそれにもとづく私的利益の追求を、従来の利他人と利己心の二元論的対立をこえてどう位置づけ是認するかが、この学派の最大関心事だったのである。② スミスは、この問題を『道徳情操論』では、D・ヒュームの影響③もあつて、いわゆる同感の原理をもつて、といったわけだが、その道徳的基礎づけ（「慎慮の徳の展開」）のためには、利己心の発動を枠づける特有な徳が介入することを明確にせざるをえなかつた。いうまでもなく正義がそれであつて、それこそ社会成員が「商人」として登場する近代社会すなわち利己心に殆どする行為の体系の存立を支える決定的な徳性とされたのである。実際スミスは、正義の「土台」的性格を次のようにといている。「相互的愛情を欠くとしても、社会はあたかも各種の商人の間におけるように、各種の人々の間において存立しうるであらう。そしてそこにある何びとも他人にたいして何らの義務をも負わず、また感恩の責に任ずるものではないが、しかもなおそれは合意の評価に従い、好意の金銭ズクの交換によつて支持されるであらう。」（同、一三四頁）、と。いうまでもなくスミスは、ここで、仁恵の「裝飾性」と交換的正義の「土台」性を、近代社会を念頭において指摘しているのである。正義がこのように交換社会と一体でとらえられたことは、法学の展開に特殊な意味を付与し、その一学問領域としての自立化を促進することになる。あくまでも近代社会の自然法的基礎づけにスミスの学問的態度の基本が存したからである。したがつてスミスが、法学を当初私法から展開したのも当然であつた。正義はまず何よりも交換社会ないしその現実態たる近代社会の維持において問題とされたのである。ただ、留意すべきは、道徳哲学が「人間の行為原則一般の自然論」として一般的に展開されたため、正義の法則が人間社会の一般的問題とされると同時に交換社会も社会の普遍的形態とされてしまったことであ

る。このことは、後述するように、スミスをしてプーフェンドルフ→グロチウス→ハチソンの系譜をくむ自然法思想の系譜に立たしめることになるが、それはスコットランド歴史学派の立場と相俟つてスミスにホブソン、ロックを前提しつつもそれとは異なる特有な法・国家論を展開せしめることになる。スミスはこうして正義の法則を基準に、法と統治の歴史的諸形態を考察することになるが、それはもはや到底道徳論の枠にとどまるものではありえなかった。私法、家族法、公法にわたる諸法規の考察は、「一つの特種科学の主題」をなすものとして「natural jurisprudence」を形成することになる。

〔B・法学から経済学へ〕

法学は、一個の社会科学として『講義』で集中的に展開されたが、そこで正義、治世、國家收入および軍事が「法の四大目的」とされたことから明らかのように、スミス法学は当初からそのうちに経済的世界を包含していた。それでは一体、経済学はいかにして法学からの分離・独立を遂げることになるのか。この点に関しては、人口論や文明論などをめぐる当時の時事論争、イギリス重商主義諸学説、チュルゴー、ケネーを始めとするフランスの重農主義学説等がスミス経済学の展開に及ぼした影響において考察されなければならないが、ここではそのような諸契機を捨象し、問題をその自生的な要因の如何に限定して考察することにする。いわば「正義の原理」から「便宜の原理」が自立する根拠が問われるのである。

経済学自立化の要因としては次の三点が考えられる。まず第一に、「法律の第二の一般的部門」たる治世が、「富ヴェルスと潤アンゲルン沢とを獲得するためのもっとも適当な方法」を取り扱う領域として、いわば社会存立の実体に関わる問題とされ、これに対し正義の実行（「安寧」）が「有益ではあるが」、形式的な「些事」とされたことである。「全般に、諸都

市において秩序をみだし、混乱を招くものは、郎党と従者を召しかかえるという風習である。またわれわれは、召しかかえられる従者・寄食者が可能なかぎり少なければ、それだけ国民の安寧を維持するための治世の規制は少なうすむと確信できよう。従属ほど人の精神を墮落、喪失させ、卑しくする性向はないし、自由と独立ほど人に高貴さと誠実の觀念を与えるものはないのである。商業こそかかる悪習を防止する最善の治世である。」(ミーク版『講義』p. 333) 低廉と豊富の確保、いわば経済的繁栄こそポリスの内容であり、清潔と保安の真の基礎だというのである。こうして正義の原理と便宜の原理とが社会存立の形式と内容をなすものとして区別され、かつ統治秩序の確立と正義の実現の根拠が社会的富の増進にあることが明確にされた以上、スミスが近代社会分析の焦点を経済的世界へと移していくのは当然であつたといえる。法的世界は、「犯罪行為を防止するものはポリスであるよりは、むしろ他人に寄食する者の数をできるかぎり少なくすること(≠商工業の樹立―筆者)である」(キャン版『講義』四八六頁) という言葉が端的に示すように社会存立の外的形式として消極化されていくのである。

第二に、経済的世界では、「見えざる手」^⑤の作用により、その意図せざる結果として社会の自然的調和が達成され、しかもそれが事後的にはあるが經驗的に確認されるとみなされたことである。便宜の原理が支配する経済的世界は利己心に発する世界であり、そこでは人々の行為活動は利己心の自由な発動に一任されている。徳性の主体としての人格者ないし権利の主体としての人間は、市民として一個の経済人になりきり、私的利益を追求することになる。(Ⅱ作用因)。しかしそれは無際限になされるものではない。「各人は正義の法を侵害しないかぎり、彼自身の利益を彼独自の仕方でも追求し、そして彼の勤勞と資本とをともに他の人びととの競争に付するも自由」なのである。すなわち経済的世界は、それが自立的発展するためには、正義の法を侵犯してはならず、自由競争もそこでは他人を押し

けるものであってはならない。特定の個人や階層のためのみの便宜は嚴禁されているのであって、自由競争といつてもそれはフェア・プレイの謂にほかならないのである。スミスの經濟的世界は、この意味で、正義の法的枠組を背後に有してはじめて自足的なものでありうるのである。だがこのことは同時に、いったん公正な自由競争が前提されれば、人々は經濟人として自己の私的利益のあくなき探究を遂行しえることを意味する。ここでは徳性は本質的な義務意識を伴わず、正義も直接的な強制を伴わない。しいていえば各人が利己的活動にいそむことがそのでの唯一の義務であり、その結果「見えざる手」の導きにより實現される自然的調和（Ⅱ全体としての社会的正義）が強制なき強制としてあたかも自然法則の如く人々の活動の外側で貫徹することになるのである。（Ⅱ目的因）。そしてこの經濟的自動安定という機械的作用の稼働は、それが經驗的に確認・検証されうる「物事の自然の成行き」とされたこともあって、經濟的世界の考察に、正義の法則の場合とは異なる科学的な「精密性」を要請することになった。法学からの經濟学の自立は、したがってその対象の性質（Ⅱ手段自体の目的化という倒錯した世界であること）からいっていは必然だったのである。經濟現象の因果性・法則性がいわゆる「欺瞞理論」の適用をとおして、追求されることになるのである。

第三に、經濟的世界では、人間の結合關係が非人格的かつ數量的な關係において現われることが明確にされたことである。そこでは人間の社會關係は、商品の交換關係としていわば貨幣・價格關係に還元されると考えられたのである。もちろんスミスも經濟社會が多様な歴史的諸形態（スミスは歴史の四段階説をとっている）を有することを認めているが、先述したようにあらゆる社會を交換社會化するような抽象の仕方をしてきたため、歴史的な区分を結局は分業・交換經濟の發展度という量的問題に解消し、經濟的世界を一般的に物的・數量的な世界として表象すること

になった。このことが、経済学に統計学的かつ数学的な嚴密性を要求し、法学からの分化独立を促す一因となったことは予想にかたくないのである。こうして Jurisprudence の重要な補正的部分をなすとされた便宜の原理は、法および統治の世界を後景においやり、一個独立の科学として成立することになる。

以上、三つの世界の相互の関連を、主にスミス学説の發展史的側面において考察してきた。スミスの自然法学は、道徳哲学と経済学の「中間項」として、両者を「結ぶ糸」としての役割をはたしたわけだが、われわれはいまやかか媒体としての位置を、特に経済学との関連でより嚴密に確定しうる。すなわちスミス法学は、経済学の展開のための形式的な前提をなすと同時に、経済的世界を背後で支えるフレームワークとなる関連にあつたのである。

註① 確かに、スミスは既に『道徳情操論』の最後で、自己の道徳哲学から法学・経済学が展開されるべきことを予告していた。「私は他の説論において法および統治の一般的諸原則について語り、それが社会の年代および時期を異にするにつれて變つたところの種々の變革について語らうと努めるであろうが、それは正義に関する部分のみでなく、治世、収入および軍備ならびにその他法の目的たるものに関する部分にまで及ぶであろう。」(四三五頁)、と。だが、スミスのかかる構想が不變ではなかつたことは、法学からの経済学の自立という一事をとつても明らかである。統一論は、法学の成立が道徳哲学に、また経済学の確立が前二者に及ぼしたであろう諸影響を正確にとらえる視角に欠けているではなからうか。(この点を考察した研究として田中年司「道徳感情論と國富論」を参照) またそこでは、道徳哲学が社会科学の成立に、とりわけ自然法思想と文明史觀が経済学の成立にはたした役割が一面的に評価されるだけで、それが同時に有した否定的側面が全く看過されることになった。實際そこでは、スミスの社会科学体系が、彼の思想なり史觀をどこまで客観的に基礎づける関連にあつたのかという問題は、何ら検証されてはいないのである。統一論が、スミスの三つの世界の相互関連を、その眞の姿においてとらえていないことは、例えば経済学がスミス体系の頂点をなすことを「一つのパラドックス」としてしか読みとれないところに端的に表現されている。それは社会科学の認識をも道徳哲学に解消してしまふ基礎還元主義のため、道徳的世界は法的世界に、また法的世界は經濟的世界にその内容を吸収されていくという三つの世界の發展解消的な関連を、そのダイナミズムにおいてとらえることができないのである。

- ② 水田洋「イギリス道徳哲学の系譜」『国富論の成立』岩波書店 S. 51 に所収、同「一八世紀思想とアダム・スミス」(大河内編『国富論研究Ⅱ』筑摩書店、S. 47 に所収) 同「アダム・スミス研究」(未來社、S. 43) 星野彰男前掲書、等を参照。
- ③ G. R. Morrow, 'The significance of the doctrine of sympathy in Hume and Adam Smith, in *Philosophical Review*, Vol. 32, 1923, は古典的なものとなっている。日本の研究書としては先述の水田の一連の著作、太田可夫「経験論の問題」(『一橋論叢』第二二巻第一号)、同「道徳の問題における超越的方法と経験的方法」(水田編『イギリス社会学の成立と展開』に所収)、田中庄司「同感論におけるコナー・ムスニク」(『思想』一九三三年一月号)等を参照。外国の研究書としては、D. D. Raphael, *Adam Smith and the infection of David Hume's society—New light on an old controversy, in the Journal of the History of Ideas*, 30-2. W. L. Taylor, *Francis Hutcheson and David Hume as Predecessors of Adam Smith* を参照。
- ④ 佐々木武「スコットランド啓蒙における文明社会史の成立」(『国富論の成立』に所収)、山崎怜「スコットランド歴史学派とその著作について」(『香川大学経済学部研究年報 9』)、水田洋「アダム・スミス研究」同「スコットランド啓蒙研究資料」(『調査と資料第』第五五号)等を参照。
- ⑤ 「見えざる手」という自然法的な概念は、いわゆる「偽隣理論」として、スミスにおける同感の原理及びその歴史的経験的方法とどう関連し整合するかという形で多様に解釈されてきた。モロウの一連の研究を H. J. Bitterman, *Adam Smith's empiricism and the law of nature, in Journal of Political Economy*, Vol. 48, A. L. Macfee, *Adam Smith's Moral Sentiments as foundation for his Wealth of Nations; in Oxford Economic Papers*, New Series 11. (水田他訳『社会における個人』に所収)等の研究がそれである。ここでそれらを検討する余裕はないが、少くとも経済学においては、「見えざる手」は「恵み深い全能の神」といった形而上学的な神学概念としてではなく、経験的法則として作用するものと把握されている。予定調和とレッセ・フェールは、経済的世界ではあくまでも現世の問題として取りあつかわれるのであって、それは経験科学的に認識可能な対象とされているのである。尚、自然神学における「見えざる手」の論理を検討し、それを全体系に貫徹するものとしている研究書に大道の前掲書、船越経三「アダム・スミスの世界」(『東洋経済新報社 S. 48』)がある。
- ⑥ R. L. Meek 'Smith Marx, & After', Smith, Turgot and the 'Four Stages' Theory, 田中庄司「道徳感情論と国富論」(『国富論の成立』に所収)等を参照。

二、法学体系と私法学の展開

スミスは、『道徳情操論』で、同感を道徳判断の基準とすることにより、人間の感情および行為の社会的妥当性を解明していた。そこでは恩恵、正義、愼慮の三つの徳が、主要な徳性として同感の原理によって基礎づけられたのである。正義論についてこれを見ると、スミスは、正義を、権利を侵害された被害者の憤りとそれに対する観察者の同感により感情論的に基礎づけ、正義の担い手を人々の「内なる裁判官」たる「公平な観察者」に求めている。こうして正義の遵守すなわち人間の利己心・自己偏愛性の制限原理を、人為的な法の強制ではなく、個々の同感主体の内的モラルに求めたところに、スミス正義論の特徴が存したのである。

したがって『グラスゴウ講義』において「すべての国民の法の基礎たるべき一般諸原理の探究」がなされるにしても、その主題は「正義の自然的諸規則」の解明そのものにあつたわけではない。それ自体は既に『道徳情操論』において原理的・本質的にとかれていたのであつて、むしろ『講義』ではそれを前提にした正義の「法と政府」の起源と発展の考察にいわば法（＝実定法）の歴史的体系化に力点がおかれたのである。スミスはすでに『道徳情操論』で法や権利を感情論的に基礎づけようとしていた。しかし法や権利そのものは、本来同感の原理によって成立するものではなく、それらを感情から導くことは原理的に不可能である。したがって法・権利・政府の基礎と起源を歴史的に探究することが、『講義』の独自性を構成することになるのである。

『講義』の一大特徴は、狩猟↓牧畜↓農耕↓商業の歴史のいわゆる四段階説を基礎に、「法と政府」の歴史的形態を

考察したことにある。統治形態および「それに対応した」所有権のあり方の考察を通して、スミスはそれらと分業Ⅱ交換の経済的發展との間の相互関連を追跡していくことになる。「正義」論の主題が、未開から文明への法の漸進的進歩をトレースし、生活資料と財産の蓄積に及ぼす法の影響を指摘する点にあったというミラノの証言も、このことを確認するものにはかならない。『講義』の中心主題は、したがって、四段階説を「概念的枠組」とした「法と政府」のすなわち公法、家族法、私法（V刑法）の歴史的形態の考察にあったといえよう。この（市民）政府と所有権の範疇を基軸にした法律制度史的考察を前提にはじめて市民社会の形成史も明らかにされうる関連にあったのである。

しかし、『講義』のこのような読み方は、従来ほとんど省りみられなかった。今までの研究は余りに『諸國民の富』にひきつけて『講義』を位置づけてきたのである。確かに、そこでの治世論の展開は、以後の法学からの経済学の分離、発展を告げる画期的なものであった。それをもってスミスは、プーフェンドルフ・グロチウスからハチソンに至る自然法思想の系譜に立ちつつも、法学の従属部分として交換経済を論ずるという従来のやり方を逆転させ、法学の形式的性格を明確にしたのである。だが、このことはスミス法学それ自体の有する独自性を否定するものではないし、ましてや経済学サイドからする『講義』の市民社会論的解釈を是認するものでもない。市民社会の経済的基礎を分析するにはその前提として経済人の活動を背後で規制する私法（Ⅱ所有権法）の形態や経済社会全体を枠づける公法のあり方が、歴史実証的に考察されていなければならない。それゆえ正義の法とその制度史的考察は社会的実体にたいし形式的側面をなすものとして国富分析のための必須な前提とされたのであって、スミスは、一方で先の自然法思想の系譜を集体成しつつ、他方でケイムズを頂点とするスコットランド歴史学派における古代法↓封建法↓近代法の法

論 題	L.J (B)	L.J (A)	Note
序 文			
1. 自然法学に関する著作について	1—4	—	(1)
2. 論題の区分について	5—6	i. 1—9	—
第一部 正義について			
序 論	6—11	i. 9—25	(2)
第一篇 公法学について			
1. 統治の本源的諸原理について			
(a) 功利と権威	12—15	{ v. 119—124 & 129—132 }	(3)
(b) 原契約の教義	15—18		
2. 統治の性質および社会の初期におけるその進歩について			
(a) 統治の諸形態	18—19	iv. 1—3	—
(b) 初期社会での統治の進歩	19—30	iv. 3—35	(4)
3. いかにして共和政治が導かれたか	30—36	iv. 55—74 iv. 109—110	—
4. いかにして自由が失われたか	36—43	iv. 74—95	—
5. 軍事的君主政治について	43—46	iv. 95—99 iv. 104—109	(5)
6. いかにして軍事的君主政治は解体したか	46—49	iv. 99—104 iv. 109—113	(6)
7. 自由保有地政治について	49—52	iv. 113—124	—
8. 封建制度について	52—57	iv. 124—145 iv. 149—151	—
9. イングランドの議会について	58—59	iv. 145—148 & 151—157	—
10. いかにしてイングランドの政府は絶対的となったか	59—61	iv. 157—167	—
11. いかにして自由が回復されたか	61—94	iv. 167—179 & v.i—12	(7)
12. イングランドの裁判所について	64—75	v. 12—45	—
13. ヨーロッパの小共和国について			
(a) これらの諸共和国の起源	77—78	v. 45—50	—
(b) 選挙の方式	78	v. 51—53	—
14. 主権者の権利について	78—86	v. 54—86	—
15. 市民権について	86—91	v. 86—102	(8)

16. 臣民の権利について	91--99	v. 102--114 124--127 & 132--149	(9)
---------------	--------	---------------------------------------	-----

第二篇 家族法

1. 夫と妻

(a) 序論	101--102	iii. 1--5	—
(b) 貞節と不貞	102--105	—	(10)
(c) 結婚と離婚	105--111	iii. 6--23	(11)
(d) 一夫多妻	111--118	iii. 23--52	(12)
(e) 財産に関する利害	118--120	iii. 52--58	(13)
(f) 結婚禁止の度合	120--123	iii. 58--69	(14)
(g) 私生 (庶子)	123--126	iii. 69--77	—

2. 親と子

126--130	iii. 78--87	—
----------	-------------	---

3. 主人と召使

(a) 奴隷の条件	130--133	iii. 87--101	(15)
(b) 様々な社会形態における奴隷制度	134--138	iii. 101--111	(16)
(c) 奴隷制の有する更なる不便	138--140	iii. 111--114 126--130 & 134--141	(17)
(d) 奴隷制廃止の諸原因	140--142	iii. 114--126	(18)
(e) 奴隷の獲得	142--145	iii. 141--147	(19)
(f) 召使の狀態	145--146	—	} (20)

4. 後見人と被後見人

146--148	—	}
----------	---	---

5. 家庭内の罪と罰

148	—
-----	---

第三篇 私法

1. 占有	149--152	i. 25--63	(21)
2. 添附	152--154	i. 63--76	(22)
3. 時効	154--155	i. 76--50	—
4. 相続			
(a) ローマ人の間での法的な相続	155--158	i. 90--104	(23)
(b) 近代諸国での動産の相続	158--159	i. 104--114	(24)
(c) 不動産の相続	159--164	i. 114--148	(25)
(d) 遺言相続	164--169	i. 149--167 & ii. 1	—
5. 自由意志による譲渡	169--171	ii. 1--13	(26)
6. 地役権について	172--173	ii. 13--19	—
7. 質権および抵当権について	173--174	ii. 19--26	—

8. 排他的特権について	174—175	ii. 26—41	(27)
9. 契約について	175—180	ii. 41—84	(28)
10. 準契約について	180—181	ii. 85—88	(29)
11. 不法行為について			
(a) 刑罰の根拠	181—182	ii. 88—94	—
(b) 殺害と正しい殺人	182—189	ii. 94—121	(30)
(c) 人にたいするその他の罪	189—192	ii. 121—135	(31)
(d) 名誉のきそん	192—194	ii. 135—144	—
(e) 物的、人的な財産	194—199	ii. 144—161	(32)
(f) 対人権の期限切れ	199—200	ii. 162—174	—
(g) 刑法に関する 2.3 の一般的考察	200—201	ii. 174—180	—

社会史的な研究の蓄積を撰取して、漸く『講義』の正義論でこれに応えることができたのである。したがってスミス法学の独自性は、公法・家族法・私法の三部から成る正義論の法制度史的な展開にあったといつてよく、実際新資料の内容がこのことを如実に物語っているのである。

それではスミス法学の中心的部分をなす正義論は如何なる構成において展開されているのか。キャンナン版、新資料、アンダーソン・ノートではその構成に相違があるので、まず全集版「序言」での三つの資料の対照表をとりあげて、スミスの純粋法理学の体系構想を検討しよう。

スミスは「正義について」の序論部分で、「正義」を次のように原理的に規定している。「正義の目的は侵害からの防止にある。人は種々の点において侵害されることがある。すなわち、第一に人間として。第二に家族の一員として。第三に國家の一員として。人間としては、人はその身体、名声および財産を侵害され得る。家族の一員としては、人は父として、息子として、夫または妻として、主人または召使として、後見人または被後見人として侵害され得る。……國家の一員としては、為政者は反抗を受けることにより、臣民は压制を蒙ることなどによって侵害され得る。」(キャンナン版『講義』水田、高島訳、九二頁以下LJ(B)、九二頁と略記)。こうして正義の法は、

私法・家族法・公法の三法において展開されることになるが、この点は、正義が同感の原理によりロジカルに規定され、かつ自然権ナチュラルライツが「完全なる権利」として設定されているというものを除けば、新資料でも変わりはない。

ただ問題は、LJ(A)からLJ(B)に至る過程で、私法↓家族法↓公法の先後順序が逆転されていることである。LJ(A)における私法の先行性に関しては、われわれは既に十分に納得のいく理由を有している。まず第一には、先学者、とりわけハチソンの影響が考えられる。ハチソンは「倫理学および自然法綱要を含む三篇の道徳哲学の小序説」(一七四七年)の序文にあたる「大学の学生に与う」で、次のように古代の道徳哲学体系について語っている。「古代人の哲学の有名は区分は、理性の rational すなわち論理の logical 哲学と、自然 natural 哲学と道徳 moral 哲学との三つであった。彼らの道徳哲学は次の部分を含んでいた。すなわち、厳密な意味での倫理学 ethics で、徳の性質を教え内面的な気質を規制する部分と、自然法の知識との二つの部分を含んでいた。この後の部分は、一、個人の権利 Private Rights の学説、すなわち自然的自由において行なわれる法、二、経済学 Oeconomicks すなわち一家族の数人の成人の間の掟と権利、三、政治学 Politics すなわち統治 civil government の種々の計画および国際間における國家の権利、の三つを含んでいた。」^①ハチソンは、このような整理にしたがって、自己の道徳哲学体系を構想したのであって、「倫理学綱要」、「自然法綱要」、「経済学と政治学の原理」の「三篇」のうち、「自然法綱要」はその表題 *Insprudentia private* が示すように、何よりも私法の展開がなされるべき分野とされたのである。スミスSmithのいう家族法、公法は、ハチソンにとっては第三篇すなわち経済学と政治学の問題とされていたのである。したがって、スミスが当初自然法をまず私法から展開しても、そのことに何ら不思議はなかった。

第二には、スミスが道徳哲学から自然法学を分離・独立させるに際しての、特有な経緯が考えられる。すなわち前

述した交換社会の一般的抽象化がそれである。スミスは、『道徳情操論』では、徳性を実際には既成の市民社会における市民の社会的自覚の倫理として展開していたのであって、正義を「金銭づく」の社会の存立を支える基本的徳性（「利己心の制限としての正義」と規定していた以上、彼が自然法をまず個人的権利の侵犯を取りあつかう私法から展開したのは、いわば当然だったのである。こうしてスミスは、「われわれは、まず第一番目に、人間としてその人に属する諸権利から考察しよう。なぜならそれは最も簡単かつ容易に理解されうるし、また他の条件に關知せず一般的に考察可能だからである。」「（ミーク版『講義』八頁、以下LJ(A)、p. 8と略記）として、正義論の展開を、別表（I）で示すように、私法からはじめたわけである。それでは一体、なにゆえ、編別構成における順序は逆転をみるのか。ミーク^⑤によって提起されたこの問題にこたえるためには、LJ(A)とLJ(B)の綿密な比較検討を要するわけだが、一般的にいえばその理由は次の諸点にあったと考えられる。

まず第一に、LJ(A)における私法学および公法学の法制度史的考察を通して、スミスが所有権の状態と政府の形態との間に密接な対応関係があることを発見したことである。「自然権の起源はきわめて明白である。しかるべき原因がないかぎり、人は彼の身体を傷害から守り、彼の自由を侵害から守る権利をもつということは、何人も疑わない。しかし所有権の如き取得権 *acquired right* は、さらに説明を必要とする。所有権と政府とは互いに依存し合うところが非常に大きい。所有権の維持と所有権の不平等とがまず最初に政府を形成した。そして所有権の状態は常に政府の形態につれて変化するにちがいない。法学者達は、まず第一に政府を考究し、次に所有権およびその他の諸権利を論ずる。彼らの他に、この問題について書いた者は、まず後の問題から始めて次に家族および政府を考究している。これらの方法には、それぞれに特有な種々の長所があるが、大体において民法の方法が優れているように思われ

CONTENTS

VOL. 1

					page
	Definition of Jurisprudence				1
Ends of Government	}	1 Security of Property	Justice		1
		2 Police			1
		3 Revenue			7
		4 Arms, Law of Nations, etc.			11
A man has different Rights arising from his being	}	1 st A man	with regard to	1 st his person	{ Life... 1
				2 ^{dy} his reputation	{ Limbs.. 2
				3 ^{dy} his estate	
		2 ^{dy} A member of a Family		his Wife or Wives	
				his Offspring	
				his Servants	
3 ^{dy} A member of a State					23
					25
					31

(表 I)

る。」(L J (B)、九七一―九八頁)。所有権が「政府の形応につれて変化するにちがいない」とされた以上、所有権の考察に先行するものとして公法が前提されるのは当然であった。いまここでスミスが両者の相関々係をどのような形でとらえていたかを具体的に検討する余裕はないが、いわゆる歴史の四段階説に従ってL J (A) を整理すれば、その内容は概して次のようなものであった。①狩猟社会。政府は存在しない。もっぱら占有に終始。②牧畜社会。正規の政府の発生。占有と添附権、財産の不平等の発生。③農耕社会。君主制、貴族制、民主制の三つの政治形態の展開。相続権、譲渡所有権、地役権、質権、抵当権の出現。特に封建制度にあっては、政府の形態としては君主制が支配的となり、所有権に関しては、土地の封建的所有と関連して相続権の形態が重要な問題となる。④商業社会。共和制とりわけ民主制が支配的。諸権利の近代化と譲渡所有権の一般化。

第二に、L J (A) の展開を通して、スミスが、私法とりわけ財産権は、治世論でとりあつかわれる「低廉または豊富」に

緊密に結びついていることを、理論的にも歴史的にも明確にしたことである。所有権が、生産、交換、分配および消費を規定する個人的権利として社会的な富の増進に直接的に関わる権利であることは明白である。いわばそれは「生存と財産の蓄積」に欠かせぬものとして、生存様式・人口・分業の考察のための鍵概念となるのである。そしてこのことは法制度史的な考察においても確認されている。すなわちスミスは、四つの歴史段階を通して、分業と交換が発達し、社会的富が増進するということを述べた後、「これらのいくつかの社会の段階で、所有に関する法律と規則がその形態を異にするにちがいないことは理解するのは手易い」(LJ(A), p. 15)として、産業の発展に対応して所有権の概念も拡張していくことを指摘するのである。このように所有権とポリースが直接的に対応しているとみなされた以上、私法が正義論の終篇に移され、治世論の前提部分とされることは必至であった。いわば所有権論は、経済の世界に接触する正義として、治世論とワンセットの関係で位置づけられていくのである。

こうして正義論は、公法↓家族法↓私法の順に整序されることになるが、公法の先行は同時にその内容的な整理を伴うものでもあった。LJ(A)において「iv」(ここでは統治形態がその起源から近世初期に至るまで歴史的に考察されている)と「v」(ここでは近代市民政府の権力構造と統治原理が主に考察されている)の二つに分けられて論及されていた公法が、LJ(B)において統一されるのである。このことは、LJ(A)で公法の制度史的考察を通じてえられた統治の二原理が、LJ(B)では「統治の本源的諸原理」として冒頭におかれ、法制度史的展開の理論的基準とされたことに関連していよう。

LJ(A)においては、「社会、共同体ないし国家の一員として」の権利を厳密に規定するには「諸種の社会において採用されている統治の諸形態とそれらの発生様式が考察される必要がある」(LJ(A), p. 200)という言葉

が示すように、最初から歴史的方法がとられ、統治権Ⅱ主権の起源およびその在り方が、歴史の四段階説に沿って、歴史的、具体的に考察されていた。そしてかかる法制度的考察を通さずしては、ホッブスの「原契約」説批判はおろか人々が連合して政治社会を形成する第一原理が「権威」であり、第二原理が「普遍的ないし一般的な利害」(LJ(A) p. 318) すなわち公共的な功利^{ユティリティ}であることも到底明確にはされなかったであろう。そこでの共和制、自由、市民権といった一連の範疇の歴史的な検討なくしては、功利の概念は折出不可能だったからである。

それはともかく、このような形での公法学の整備は、スミス正義論全体にも方法的に一貫した体系性を付与することになった。すなわちこれをまっけてスミスは、三法の全分野にわたり、まず法の一般的、原理的規定を与え、ついでそれを理論的基準に法制度史を展開するという仕方をはほぼ完成することになる。いわば論理と歴史との関連が、区別において整理されたわけである。かくてLJ(B)では公法においては統治の二原理が、家族法においては「夫と妻」「親と子」「主人と召使」の三つの関係が、私法においては財産権が主に考察され、その原理的規定を基準に法制度史が、市民政府史、家族法史、所有権史として具体的に展開されることになるのである。

ところで、スミス正義論の体系化は、私法学の展開の再編とも対応していた。すなわちLJ(A)においては、所有権の範疇は統一されず、「i」(ここでは占有、派付、時効、相続のカテゴリ)が取りあつかわれる」と「ii」(ここでは譲渡所有、契約、準契約などのカテゴリ)が取りあつかわれる)で別個に論及されていたのである。

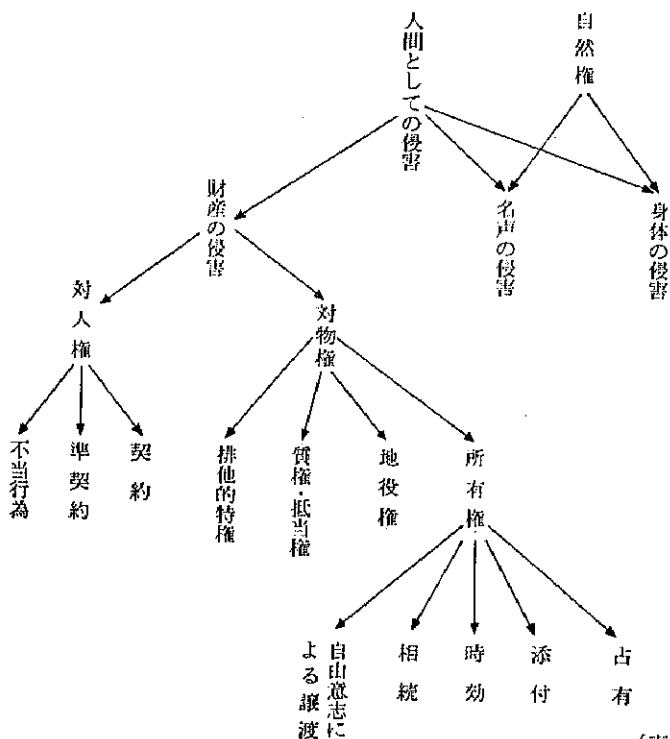
それでは一体、この区分はなにゆえ解消されることになったのか。結論的にいえば、所有権の概念の内包的かつ外延的な発展が、所有権論の歴史的な叙述にとつてかわったことである。LJ(A)においては、所有権の分類が歴史的方法に強く依拠してなされていた。すなわちスミスは、「i」の範疇を未開な状態(狩猟、牧畜、農耕)の所有権、

「ii」を近代所有権としてとらえていたと考えられるのである。もちろん都市では初期から「ii」の所有権範疇が、農村は近代でも「i」のそれが存在し機能しているわけだが、時代支配的には確かに上のように大別できよう。そしてこの場合、スミスにとって所有権の範疇的区分の一指標が、土地所有をめぐる権利の在り方におかれていたことに留意しなければならない。スミスにとっては、他の物財、動産と並び土地不動産も「商業取引きされるべきこと」(LJ)(A), p. 70)が国家ないし社会利益にとっても望ましいとされていたのであって、古代社会、封建社会における相続権の形態(長子相続制や限嗣相続制など)は、全く「不条理」かつ「不利益」なものとされたのである。したがって譲渡所有は、それが近代社会で一般的な所有形態であり、かつ土地所有をも包摂する交換法であるとみなされたかぎり、スミスにより「i」の所有権系列から区別されて別個に考察されても、それは当然であった。

だが、かかる歴史的方法によるカテゴリー分類は、所有権の概念の明確化に伴い消極化されていくことになる。まず第一に、LJ(B)で「対物権」と「対人権」の範疇が積極化をみることである。「対物権 real right」とは、その目的が實在の物であり、それについてはあらゆる占有者に対して、a quocumque possessore 権利を主張し得るものである。たとえばすべての所有物、家屋、家具のごときものがこれである。対人権 personal right とは、訴訟により特定の人に対して主張され得るものであるが、あらゆる占有者に対して a quocumque possessore 権利を主張し得るものではない。たとえばすべての負債と契約のごとゆものはこれであって、その支払いまたは履行がただ特定の人からのみ請求され得るものである。(LJ(B) 九四頁)。このような所有権の二分類において、譲渡所有を「ii」の系列においておくことは到底不可能であろう。また第二に、これに関連して所有権諸範疇の相互の内的結合が明確化されたことである。占有と譲渡所有との関連で、このことを解明しよう。

占有 occupation すなわち「以前に誰れにも属していなかったものを獲得する」(同、二四三頁)ということ、未開状態の所有形態ではあるが、対象物の事象上の占取という意味では近代所有権の典型たる譲渡所有の重要な契機でもある。スミスはいう。「自由意思による譲渡においては、二つのことが必要である。第一に、譲渡する者とその譲渡を受ける者との両者の意思表示である。第二に、その物件の実際の引渡しである。大ていの場合、このうちの前者は後者なしには拘束力がない。なぜならば占有なしには権利というものは存しないからである。」(同、二七〇頁)と。つまり占有なくして権利なく、交付または引渡しなくして所有権の譲渡はないというわけである。(因みに信用売買は対人権の範疇に属する。) 両者の関係がこのように把握されたことは、スミスがそれを、もはや系列を異にするカテゴリーとしてではなく、私的所有の原始的形態と洗練された形態として掴まえていることを意味しよう。この例からも明らかのように、スミスはL J (B) では、諸種の所有権の形態を、一括して私的所有ないし個人的所有に包括し(Ⅱ所有権の概念の内包的発展)、かくて一般的に抽象化した私的所有概念から前者をそのヴァリアント(Ⅱ所有権の概念の外延的発展)とみなすに至ったのである。そしてまさにかかる仕方こそ、「i」と「ii」を「七」の権利」として統括させ、所有権の歴史的体系化を可能にしたわけである。

スミスは、このようにして私法学を整理したが、結局それは別表(Ⅱ)に示す体系構成に落ちつくことになった。以下、われわれは、スミス所有権論を、相続、譲渡所有(Ⅱ対物権)及び契約(Ⅱ対人権)に絞って考察していくことになるが、そのまえに一点注意しておかねばならないことがある。すなわちスミスが、先に引用したように、自然権と所有権を一応区別していたことである。所有権は、それが市民政府(形態をとわない)により制定されるものである以上、自然権と一致しない。スミス自身がいうように、市民政府は、財産の不平等を前提し、貧者から富者を



(表II)

保護するために法律を制定するからである。したがってこの点では、あらゆる所有権法（Ⅱ実体法）は多かれ少なかれ自然権に背反すべき宿命づけられているといわねばならないが、更にこのことは、同感の原理により規制される自然権と異なり、所有権はかかる原理によっては直接規制されないことを意味している。要するに、ミスは所有権論の展開において、従来の道徳哲学とは異なる新たな法科学の世界に踏みこんでいたわけである。（未完）

註① 田中正司「アダム・スミスの正義論」

〔横浜市大論叢〕第二六巻第一二号）、同道徳感情論と国富論」を参照。

② R.L. Meeks, *Ibid.* p. 20-21.

③ W.R. Scottはこの点を次のように表現している。「ミスは一五歳でグロチウスをよみ、その頃彼の師ハチソンは Gershom Carmichael 編の Pufendorf, *De officio Ido.*

lines et Cies を教科書とした。この本は法学を扱ったもので、倫理および経済の部分は僅かであった。ハチスン、道徳哲学体系をかくときにこの順序を転倒して、法学、経済学をその中に含ましめた。しかるにスミスは、エディンバラでの最終講義で、カーマイケルのブーフエンドルフ編輯の方針にもどって、その講義を法学のそれとした。そしてその中には多くの倫理的および経済的部分があった。グラスゴウ講義も同様であった。」(Adam Smith, as student and professor, Glasgow, 1937)と。

④ 田中正司は、「道徳感情論と國富論」で、スミス講義の「真の主題は、『正義』論そのものではなく、正義の『法と政府』の基礎」と起源の探究を通して、市民社会の経済的基礎を明らかにする点にあったのではないかと考えられる。」(上掲書、八五頁)といっている。すでに講義の段階で、「法と政府」の問題を展開するさいに、「分業概念」が中心基礎範疇になっていたというのである。だが田中は、あまりに経済学にひきつけて『講義』を理解しているため、法学の意義、特に所有権論の意義を軽視する結果に陥っているといえよう。歴史の四段階説が、各段階の「生存様式、社会の大きさ、分業」(ないし人口||分業||交際の考察を伴うものであったということのみをもって分業概念を基軸概念とするのは、明らかに、生産力的偏向といわねばならない。歴史段階論は正義論では、何よりも市民政府、家族関係、所有権の形態を分析するフレームワークになっているのである。

⑥ 佐々木武「スコットランド啓蒙における文明社会史の成立」、同「スコットランド学派における文明社会論の構成」(『國家学会雑誌』八五巻七・八号)、及び前述した水田、山崎の著作を参照。

⑧ LJ(A), p. 24-27. 編者によれば、LJ(A)は一七六二—一七六三年の間に、また一七六六年と記録されているキャンンの版のLJ(B)は、一七六三—一七六四年に書かれたとされている。この年代考証はかなり信頼のおけるものである。因にLJ(A)は生徒が自分の勉強用に、LJ(B)は明らかに販売のために書かれたとされている。

⑦ LJ(B)六三頁。キャンンによる「編者序説」を参照。

⑧ LJ(A), p. 8-9. しかしミークの問いは、年代考証の問題のなかでとりあげられたため、ならん内容的な検討をみぬままに終わっている。